

令和8年度答申第54号
令和8年7月29日

諮問番号 令和8年度諮問第21号（令和8年6月15日諮問）
審 査 庁 厚生労働大臣
事 件 名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条の規定に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- （1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受けた場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法2条2項は、上記(1)の「労働者」について、労働基準法(昭和22年法律第49号)9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう旨規定し、同条は、「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう旨規定する。
- (3) 賃確法7条並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第26号、以下「賃確則」という。)12条1号及び13条1号は、破産手続開始の決定を受けた事業主の事業を退職した者であって、破産管財人の証明書の交付を受けることができなかったものが未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記(1)の所定の期間内にした当該事業からの退職の日(以下「基準退職日」という。)以前の労働に対する労働基準法24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている(賃金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号)4条2項)。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和5年3月20日付け申告事項記載書により、B校(以下「本件塾」という。)で勤務した令和4年8月1日から令和5年1月31日までの賃金が支払われていないとして、処分庁に申告を行った(以下「本件申告」という。))。

(申告事項記載書)

- (2) 処分庁は、上記(1)の申告に対し、審査請求人を労働基準法における労働者であるとの判断には至らず、申告処理を終えた。

(申告処理経過)

- (3) 本件塾の経営者であるC(以下「本件塾長」という。)は、令和5年9月28日付けでD地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、同年12月25日、破産手続開始決定を受けた。

(破産手続開始・免責許可申立書、破産手続開始決定書正本)

- (4) 審査請求人は、上記(3)の破産手続開始決定により選任された破産管財

人（以下「本件破産管財人」という。）から未払賃金額等の証明書の交付を受けられなかったため、令和7年9月3日、処分庁に対し、令和5年3月31日を基準退職日として、同年1月1日から同年3月31日までの労働に対する定期賃金の合計45万円が未払であることの確認を求める本件確認申請をした。

（確認申請書）

（5）処分庁は、令和7年12月2日付けで、本件確認申請に対し、不確認通知書の理由欄に「労働基準法上の労働者と認められないため。」との理由を付して、本件不確認処分をした。

（不確認通知書）

（6）審査請求人は、令和8年2月12日、審査庁に対し、本件不確認処分を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

（7）審査庁は、令和8年6月15日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

①提出した雇用契約書や労働契約書は、審査請求人が採用された時に本件塾長と締結したものである、②提出した賃金台帳は審査請求人の未払給料の明細である、③本件塾長の代理人弁護士の手書は、同人が審査請求人を使用人と認識し、未払給料を支払う旨の通知である、④本件塾の通帳明細は、本件塾長が本件塾の所有者であることを立証するものである、⑤審査請求人が本件塾長名義の通帳及びキャッシュカードを持っていたのは、本件塾長が突然経営を放棄し、閉塾すると社会問題になることから、使用人の立場として、本件塾長から預かったものである、⑥本件塾長と話し合い、保護者対応向けに名刺の肩書きを「統括経営責任者」としたが、雇用者と使用人の関係は変わらない。以上の事実から、審査請求人が使用人であることは明らかである。

したがって、処分庁の本件不確認の判断は誤りであり、本件不確認処分の取消しを求める。

（審査請求書、反論書、審査委員の認定した意見書に対する反論書）

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 本件不確認処分に対し、審査請求人は労働契約書及び雇用契約書により本

件塾長に労働者として雇用され、賃金台帳の令和4年9月分から令和5年3月分まで（本件確認申請時は令和5年1月分から同年3月分まで）の未払賃金がある旨主張しているため、労働者に該当しないとした本件不確認処分 of 適否について判断する必要がある。

2 本件に関しては、以下の事実が認められる。

(1) 審査請求人の労働者性について

ア 審査請求人の雇用条件について、仮に審査請求人が主張している令和3年10月1日付けで契約したとされる学習指導の職務で授業90分を1コマとした、シフト勤務による就業時間にて時給1,200円のアルバイトたる労働契約書及び雇用契約書のとおりであれば、職務の勤務に応じて本件塾長から賃金が支払われることになるから、少なくともこの点においては、労働者として認められるとも考えられる。

イ しかし、審査請求人が、本件塾長と雇用契約を正式に締結したかどうか争いがある。当該雇用契約について、審査請求人は本件塾長と雇用契約書を交わした旨主張するが、本件塾長は、「審査請求人には雇用契約書を渡していないし、押された印鑑も自分は持っていないため審査請求人が偽造した雇用契約書である。」、「労働契約書は講師からはもらっていたが審査請求人からはもらっていない。」、「この労働契約書は審査請求人が講師を採用する際に使い始めたもので、講師に使った雇用契約書を名前だけ自分のものに変えたのではないか。」と述べるなど、審査請求人と本件塾長の主張は対立している。この点について、審査請求人は反論書において、本件塾長は偽証していると主張し、「雇用契約書に押印している印鑑は、審査請求人が面接に行った時に本件塾長が話の中で実印を持っていないと言ったことから、経営者や大人として不可欠であると審査請求人が言って、直ぐに印鑑を作らせたものである。」と述べている。

なお、本件塾長は当該面接より数か月前にはE社とフランチャイズ契約を結び、以降、複数の金融機関から開設資金の融資を受け、建物の賃貸借契約も締結の上、面接に先んじて本件塾を開校している。

いずれにしても、当該契約書に係る審査請求人の主張のみを採用することはできない。

加えて、本件塾長と審査請求人との雇用関係が成立した日であると審査請求人が主張している令和3年10月1日より1か月前に遡る、同年

9月1日付け議事録によると、本件塾長と審査請求人の間で、本件塾長が代表者として月額20万円、審査請求人を経営アドバイザーとして月額15万円とすることを決定している。また、審査請求人は、処分庁による令和7年10月21日の聴取において、月の勤務日数、労働時間数に関係なく月額15万円の支払を本件塾長が約束したと主張しており、労働時間管理を受けず、また労働時間に応じた賃金支払にはならない旨主張しており、実態として報酬の労務に対する対償性は確認できない。

ウ 審査請求人は、時間の経過とともに本件塾の運営を仕切るようになり、本件塾長名義の通帳及びキャッシュカードを保有・管理するようになったことや本件塾長が審査請求人の知人が経営するとされる介護施設で労働者として勤務し、当該介護施設での勤務で得られた賃金を事実上審査請求人が管理する本件塾の運営資金に充当することとなった経緯等から、遅くとも令和4年9月以降には、審査請求人は本件塾の運営のほかに資金管理を含む一切の権限を有し、本件塾長の指示なくして本件塾の経営者として業務を執行できる立場になっていたものと評価でき、また本件塾長の代理人弁護士が担当することになった経緯も、こうした状況に窮した本件塾長から相談を受けたことによるものとうかがわれる。このほか、審査請求人及び本件塾長、本件塾長の代理人弁護士の双方の主張からは、本件塾の運営において審査請求人が本件塾長の指揮監督下にある関係であったことを肯定する要素は認められない。

なお、本件破産管財人は、調査の結果、審査請求人の労働者性を認めず、未払賃金の対象労働者からは除外した。

エ 審査請求人は、本件塾長の代理人弁護士から本件塾の閉鎖準備のため、在籍生徒・保護者・講師の名簿、賃金台帳、講師作成業務報告書、本件塾長名義の通帳及びキャッシュカードの返還を複数回求められていたものの、長期にわたりこれらの返還を拒んでおり、これらの一連の行為は、通常の労働者としての立場からは明らかに逸脱している。

仮に審査請求人が本件塾の役員でなければ、上記にあるような関係書類を管理する権限は無いこととなるところ、本件塾長の代理人弁護士によれば、当該関係書類の返還を求めた際、審査請求人から本件塾長及び本件塾長代理人弁護士は威圧的で屈辱的な誹謗中傷を受けたとしており、これまでの審査請求人の一連の言動が、「恐喝罪」及び「名誉棄損罪」に該当するとして、警察へ訴えたところ、名誉棄損罪について略式命令

の有罪となった事実が認められる。

オ 審査請求人が本件申告時に処分庁に提出した名刺の肩書には「統括経営責任者」と記載されており、審査請求人はこの肩書は保護者対応向けであると申し立てているなど、審査請求人が経営者又は経営者に近い立場として振る舞っていたことが分かる。

カ 双方の主張及び提出された資料いずれからも、審査請求人が本件塾長に対して使用従属関係にあったことを肯定し得るものを確認することはできない。

(2) 以上を踏まえると、審査請求人が「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」に当たるとは認められず、賃確法に定める「労働者」に該当しない。

3 上記のとおり、本件不確認処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不確認処分の違法性又は不当性について

(1) 本件確認申請は、令和5年1月1日から同年3月31日までの労働に対する定期賃金の合計45万円が未払であることの確認を求めるものである。

賃確法の適用を受ける労働者は、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者である（上記第1の2(2)）ところ、本件不確認処分は、審査請求人が本件塾に使用される労働者とは認められないとしてされたものである。そこで、審査請求人が未払賃金があると申し立てている上記期間に係る審査請求人の労働者性について、以下、検討する。

(2) 審査請求人の労働者性について

ア 雇用契約書、労働契約書及び議事録について

(ア) 審査請求人は、本件塾から月額15万円の報酬を受け取っていた旨主張しており、これを裏付ける賃金台帳も提出されていることから、審査請求人が本件塾から報酬を受け取っていた事実は否定し難い。

(イ) 審査請求人は、上記報酬を受け取っていた根拠について、本件確認申請及び本件審査請求では、令和3年10月1日付けで本件塾長に雇用されたと主張し、その裏付け資料として、同日付けの雇用契約書（以下

「雇用契約書①」という。)及び労働契約書(以下「労働契約書①」という。)を提出している。

本件塾長は、審査請求人を雇用した事実を否定している(申告処理経過)ところ、雇用契約書①には、「雇用内容」として「アルバイト」、「雇用期間」として「令和3年10月1日～」(注：雇用期間の終期の記載なし)、「職務の内容」として「学習指導」、「就業時間」として授業90分を1コマとするシフト制、「給与」として時給制とされており、審査請求人は、処分庁の聴取において、本件塾で勤務を開始した1か月後には、時給制から月給制となり基本給15万円を受け取るようになった旨申述する。

一方で、審査請求人は、本件申告時においても雇用契約書(以下「雇用契約書②」という。)及び労働契約書(以下「労働契約書②」という。)の各写しを提出しているところ、雇用契約書②及び労働契約書②はいずれも、本件確認申請時に提出されたものと書式は同じであるものの、令和3年9月1日付けであり、雇用契約書②の「雇用期間」は、「令和4年2月21日から同年3月31日まで」となっている(なお、「雇用内容」、「職務の内容」、「就業時間」、「給与」の記載内容は、雇用契約書①と同内容である。)

このように、審査請求人が、本件確認申請時及び本件審査請求時と本件申告時において、作成日及び内容の異なる雇用契約書並びに作成日の異なる労働契約書を提出しており、一件記録上、いずれの契約書についても作成経緯が不明であって、真正な契約書であると積極的に評価できる根拠も見当たらないことに照らせば、雇用契約書①及び労働契約書①を根拠として審査請求人が本件塾に雇用されていたものと認定することはできない。

(ウ) また、一件記録中には、本件塾長と審査請求人の各押印がある令和3年9月1日付け議事録が存在しており、これによると、審査請求人は経営アドバイザーとし月額15万円を受け取るとの内容となっている。しかしながら、一件記録上、当該議事録の作成経緯は不明であるから、当該議事録を根拠に審査請求人の労働者性を判断することも相当でない。

(エ) そこで、審査請求人の労働者性については、昭和60年12月19日付け労働基準法研究会報告(労働基準法の「労働者」の判断基準に

ついて)の判断基準により、以下、検討する。

イ 指揮命令下の労働について

(ア) 業務遂行上の指揮監督の有無

審査請求人の処分庁に対する申述(聴取書)及び本件塾長の本件申告時における処分庁に対する申述(申告処理経過)は、そもそも本件塾長が審査請求人を労働者として雇用したか否かという点からして対立しているが、審査請求人が、令和4年9月以降、本件塾長名義の銀行口座(以下「本件口座」という。)に係る通帳及びキャッシュカード等を管理し、本件塾の運営業務を行っていたことについては合致している。したがって、令和4年9月以降、審査請求人が本件口座に係る通帳及びキャッシュカードを本件塾長の代理人弁護士に返還した令和5年3月9日までの間、審査請求人において、本件塾長に代わって、本件塾の運営に携わっていたとの事実が認められる(審査請求人は、本件塾において「統括経営責任者」という肩書の名刺を使用しており、少なくとも対外的には本件塾の経営者として振る舞っていたことが認められ、かかる事実は、審査請求人が本件塾の運営に携わっていた事実とよく合致している。)。そして、上記期間中、審査請求人が本件塾長から具体的な指揮監督を受けていた事実を認める証拠書類がないことに照らせば、本件塾長から、審査請求人に対する業務上の指揮監督があったとはいえない。

(イ) 拘束性の有無

審査請求人は、処分庁に対して、勤務日数や勤務時間に関係なく月額15万円が支払われていた旨申述しており(聴取書)、これに反する証拠書類もないから、審査請求人が本件塾長から勤務時間を指定され、管理されていたとは認められない。

(ウ) 小括

上記(ア)及び(イ)のとおり、令和5年1月1日から同年3月31日までの間、審査請求人が本件塾長の指揮監督の下、労務を提供していたと認めることはできない。

ウ 報酬の労務対償性

上記イのとおり、審査請求人は、本件塾長の指揮監督の下で労務を提供していたとは認められないから、本件塾長と審査請求人の間で報酬を月額15万円とする約束が存在したとしても、提供された労務に基づきその対

価として支払われるものとは認められず、報酬の労務対償性があるとはいえない。

エ その他の要素

審査請求人の労働者性を補強するその他の要素は、証拠書類からは認められない。

オ 以上によれば、審査請求人は賃確法上の「労働者」に該当するとは認められない。

(3) 小括

そのほか、審査請求人が提出した主張書面及び証拠書類を踏まえ、審査請求人の主張を改めて検討しても、前記判断を左右するものとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件不確認処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一